運輸省告示第百五十七号・平成二年十一月二十二日
国土交通省告示第百七十五号・平成十五年三月三十一日
（平成十五年四月一日交通）

標準貨物自動車運送約款

目
第一章　総則　第一条
第二章　荷送人の通知義務　第二条・第三条
第三章　運賃等　第四条
第四章　運送の引受け　運送装備（第五条）
第五章　運送の引受け　運賃及び料金（第六条）
第六章　荷造り（第七条）
第七章　積込み及び取卸し（第八条）
第八章　責任（第九条・第十条）
第九章　運送の引受け　運賃及び料金（第十一条・第十二条）
第十章　荷造り（第十三条）
第十一章　積込み及び取卸し（第十四条）
第十二章　運送の引受け　運賃及び料金（第十五条）
第十三章　責任（第十六条・第十七条）
第十四章　荷造り（第十八条）
第十五章　積込み及び取卸し（第十九条）
第十六章　運送の引受け　運賃及び料金（第二十条）
第十七章　責任（第二十一条・第二十二条）
第十八章　荷造り（第二十三条）
第十九章　積込み及び取卸し（第二十四条）
第二十章　運送の引受け　運賃及び料金（第二十五条）
第二十一章　責任（第二十六条）
第二十二章　荷造り（第二十七条）
第二十三章　積込み及び取卸し（第二十八条）
第二十四章　雑則（第二十九条・第三十条）

第一章　総則

（事業の種類）
第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
3　当店は、特別積合せ貨物運送を行います。
4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）
第二条　当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務

第一節　通則

（受付日時）
第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。
2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の順序）
第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送をする場合その他正当な事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）
第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。
一　輸送距離四百キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。
二　輸送距離四百キロメートルを超える場合において、一日
三　数口の集配期間　集荷及び配達をする場合にあっては、各一日
2　前項の集配期間は、荷送人又は荷受人の引渡しがあったときから、貨物の引渡しがあったときまで、これを通算します。

第二節　引受け

（貨物の種類及び性質の確認）
第六条　貨物の種類及び性質を明告することを申込者に求めることがあります。
2　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申告がないとき、又は申告者が告げたことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。
3　当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類又は性質が申告者の申告と異なるときは、その旨を申告者に通知します。
4　貨物の当店への持込みによる運送の申込みについては、これらの規定を準用します。

（運送装備）
第七条　当店は、貨物の運送に適する運送装備を用意します。

（運賃等の収受）
第八条　当店は、運賃、料金、積込料、取卸料、保管料、荷造料、附帯業務料、違約金及び立替金（以下「運賃、料金等」といいます。）を収受します。

（運賃、料金等の収受の時期）
第九条　運賃、料金等は、荷送人又は荷受人から貨物の引渡しを受けるまでに収受します。
2　前項の規定にかかわらず、荷送人又は荷受人の承諾があるときは、運賃、料金等の全部又は一部を貨物の引渡しをした後に収受することがあります。

（運賃、料金等の収受の方法）
第十条　運賃、料金等は、現金又は当店が指定する口座への振込みにより収受します。
2　荷送人又は荷受人が、運賃、料金等の収受の方法について当店の指定に従わないときは、当店は、現金により収受することがあります。

（運賃、料金等の割引）
第十一条　当店は、運賃、料金等を割引することがあります。

（運賃、料金等の計算）
第十二条　運賃、料金等は、貨物の容積、重量、個数、走行キロ程、運送時間、貨物の引渡しに要した時間又は運送の難易を基準として計算します。
2　前項の規定にかかわらず、運賃、料金等は、貨物の容積、重量、個数、走行キロ程、運送時間、貨物の引渡しに要した時間又は運送の難易を基準として定めた額を収受することがあります。

（運賃、料金等の最低額）
第十三条　運賃、料金等は、一口について、千円を最低額とします。

（運賃、料金等の割増し）
第十四条　当店は、次の場合には、運賃、料金等を割増しします。
一　貨物の容積又は重量が著しく大きいとき。
二　貨物の性質又は状態により、特別の注意をもって運送をするとき。
三　運送の途中において、荷送人又は荷受人の請求により、運送の方法を変更するとき。
四　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをするとき。
五　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととするとき。
六　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
七　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをした後、その引渡しをしないこととするとき。
八　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
九　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
十　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
十一　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
十二　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
十三　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
十四　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
十五　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
十六　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
十七　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
十八　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
十九　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
二十　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
二十一　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
二十二　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
二十三　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
二十四　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
二十五　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
二十六　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
二十七　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
二十八　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
二十九　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
三十　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
三十一　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
三十二　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
三十三　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
三十四　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
三十五　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
三十六　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
三十七　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
三十八　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
三十九　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
四十　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
四十一　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
四十二　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
四十三　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
四十四　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
四十五　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
四十六　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
四十七　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
四十八　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
四十九　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
五十　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
五十一　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
五十二　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
五十三　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
五十四　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
五十五　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
五十六　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
五十七　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
五十八　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
五十九　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
六十　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
六十一　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
六十二　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
六十三　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
六十四　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
六十五　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
六十六　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
六十七　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
六十八　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
六十九　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
七十　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
七十一　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
七十二　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
七十三　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
七十四　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
七十五　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
七十六　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
七十七　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
七十八　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
七十九　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
八十　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
八十一　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
八十二　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
八十三　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
八十四　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
八十五　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
八十六　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
八十七　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
八十八　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
八十九　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
九十　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
九十一　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
九十二　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
九十三　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
九十四　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
九十五　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
九十六　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
九十七　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
九十八　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。
九十九　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをしないこととするとき。
百　荷送人又は荷受人の請求により、運送の途中において、貨物の引渡しをしないこととした後、その引渡しをするとき。

（荷造り）
第十一条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の方法に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。
2　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。
3　当店は、荷送人が十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えるおそれがなく、かつ、荷送人が書面により荷造りの不要である旨を表示したときは、その運送を引き受けることがあります。

第三節　指図

（貨物の処分権）
第十二条　荷送人又は荷受人は、貨物引換証の所持人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分について指図をすることができます。
2　前項の規定による指図は、次の各号の一に該当するときは、その効力を生じません。
一　運送契約の内容を著しく変更する指図であるとき。
二　貨物の一部滅失又は延着を生じた場合において、その滅失又は延着のため残存する貨物の価格が、運賃、料金等及び立替金の合計額を超えるとき。
三　貨物の一部滅失又は延着を生じた場合において、その滅失又は延着のため残存する貨物の運送が不能であるとき。
四　貨物の一部滅失又は延着を生じた場合において、その滅失又は延着のため残存する貨物の運送が荷送人の目的を著しく害するとき。
五　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
六　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
七　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
八　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
九　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
十　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
十一　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
十二　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
十三　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
十四　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
十五　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
十六　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
十七　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
十八　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
十九　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
二十　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
二十一　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
二十二　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
二十三　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
二十四　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
二十五　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
二十六　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
二十七　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
二十八　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
二十九　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
三十　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
三十一　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
三十二　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
三十三　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
三十四　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
三十五　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
三十六　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
三十七　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
三十八　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
三十九　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
四十　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
四十一　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
四十二　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
四十三　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
四十四　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
四十五　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
四十六　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
四十七　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
四十八　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
四十九　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
五十　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
五十一　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
五十二　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
五十三　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
五十四　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
五十五　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
五十六　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
五十七　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
五十八　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
五十九　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
六十　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
六十一　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
六十二　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
六十三　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
六十四　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
六十五　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
六十六　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
六十七　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
六十八　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
六十九　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
七十　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
七十一　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
七十二　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
七十三　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
七十四　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
七十五　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
七十六　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
七十七　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
七十八　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
七十九　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
八十　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
八十一　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
八十二　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
八十三　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
八十四　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
八十五　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
八十六　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
八十七　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
八十八　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
八十九　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
九十　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
九十一　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
九十二　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
九十三　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
九十四　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
九十五　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
九十六　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
九十七　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
九十八　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
九十九　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。
百　荷送人又は荷受人の指図が、荷送人又は荷受人の氏名又は商号及び住所の記載その他の事項により、荷送人又は荷受人を確知することができないとき。

（外装表示）
第十三条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めたときは、この限りでありません。
一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
二　品名
三　個数
四　その他運送の取扱いに必要な事項
2　荷送人は、当店が認めた場合には、前項各号に掲げる事項の外装表示に代えることができます。

（貨物引換証の発行）
第十四条　当店は、荷送人の請求により貨物引換証を発行します。
2　当店は、荷送人の請求があるときは、貨物引換証の発行に代えて、貨物の引渡しをすべき場所、荷送人の氏名又は商号及び貨物の種類その他貨物引換証の記載事項を記載した荷札をもって、貨物の引渡しをすべき場所に貨物とともに送付することができます。
3　前項の荷札の交付を受けた荷送人は、貨物の引渡しをすべき場所において、貨物引換証の提出に代えて、荷札を当店に提出しなければなりません。

（貨物引換証の受取証券等）
第十五条　当店は、貨物引換証を発行したときは、これと引換えでなければ、貨物の引渡しをしません。
2　貨物引換証の所持人が貨物引換証を喪失したときは、その者が公示催告の申立てをし、かつ、その貨物引換証の正当な権利者であることを示して相当の担保を提供した後でなければ、当店は貨物の引渡しをしません。
3　前項の担保は、除権判決の引渡しをしません。

（指図の重複）
第十六条　当店は、荷受人を確知することができない場合には、運送をなく、荷受人に対し、相当の期間を定め貨物の処分について指図すべきことを催告します。
2　当店は、次の場合には、運送をなく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに、荷受人に対し、前項に準じ催告をします。
一　荷受人が貨物引換証の所持人の場合
二　荷受人又は荷受人の指図が二通以上重複している場合
3　荷送人が、その営業のために当店と継続して運送契約について、荷送人の費用をもって、倉庫営業者に寄託することがあります。
2　当店は、前項の規定により貨物を倉庫営業者に寄託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
3　当店は、第一項の規定により貨物を寄託したときは、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもって、貨物の引渡しに代えることがあります。
4　貨物の引渡しに代えることがあります。
5　当店は、第一項の規定により貨物を寄託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の寄託）
第十七条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二項各号に掲げる場合には、荷受人の費用をもって、その貨物を倉庫営業者に寄託することがあります。
2　当店は、前項の規定により貨物を寄託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
3　当店は、第一項の規定により貨物を寄託したときは、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもって、貨物の引渡しに代えることがあります。
4　貨物の引渡しに代えることがあります。
5　当店は、第一項の規定により貨物を寄託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。